

国住賃第10号

令和3年6月7日

賃貸住宅関係団体の長
不動産関連団体の長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長
(公 印 省 略)

残置物の処理等に関するモデル契約条項の策定について

近時、高齢者の単身世帯が増加している中、民間賃貸住宅等においては、相続人の有無や所在が明らかでない単身者が死亡した際の賃貸借契約の解除や居室内に残された動産（以下「残置物」という。）の処理への不安感から、高齢者の入居の申込みを賃貸人が拒否することがあります。

このような不安感を払拭し、単身の高齢者の居住の安定確保を図る観点から、単身の高齢者が死亡した際に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、今般、国土交通省及び法務省において、賃借人と受任者との間で締結する賃貸借契約の解除及び残置物の処理を内容とした死後事務委任契約等に係る「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定しました。

つきましては、以下の別添資料について、貴団体所属会員に広く普及されますよう、特段の御配慮をお願い致します。

なお、各都道府県・指定都市住宅担当部長、各地方整備局建政部長等に対しても、別途周知しておりますので、念のため申し添えます。

別添1 残置物の処理等に関するモデル契約条項

別添2 残置物の処理等に関する契約の活用手引き

別添3 <大家さんのための>単身入居者の受入れガイド(令和3年6月(第3版))

賃貸住宅関係団体

①公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

②公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

不動産関連団体

③一般社団法人 全国住宅産業協会

④公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会

⑤公益社団法人 全日本不動産協会

⑥一般社団法人 不動産協会

⑦一般社団法人 不動産流通経営協会